

執筆者:

E-mail✉ 野村 高志E-mail✉ 呂 遠¹E-mail✉ 東城 聡E-mail✉ 徐 肖天

1. 始めに

2022年3月中旬より、上海市において新型コロナウイルスの確定感染者(無症状者は除く)が確認され始め、日増しにその数が増え続けた結果、急きょ市の中心を流れる黄浦河の東側(浦東区)では3月28日から4月1日まで、西側は4月1日から5日までの都市封鎖(以下、「ロックダウン」という。)が発表されました。その後も新規感染者が急増する中で、当該ロックダウンは期間が延長され、最終的に上海市のロックダウンが解除されたのは約2ヶ月後の6月1日でした。

当該ロックダウンにより、民事・商事上の権利に関連する各種契約の義務の履行が事実上困難となり、その結果履行遅滞となるケースも多数発生しました。更に新型コロナウイルスの感染拡大は企業の生産経営秩序の維持及び労働者の権益保護にも様々な困難をもたらしました。

上海市高級人民法院は、当該ロックダウンに関連して発生する民事・商事上の紛争に関する裁判上の解釈指針を示すため、問答(以下、「FAQ」という。)の形で5回にわたりその意見を発表しました。これらは上海市内の各裁判所(高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院)の審理において適用されるものですが、同様の新型コロナウイルスに起因する疾病管理制限に関連する他地域の裁判実務にも一定の影響があると思われれます。

本稿では、このうち企業の関心が特に高い不可抗力などを取り扱っている3回目のFAQを紹介します(2.参照)。また、やはり企業の関心の高い労働に関する上海市高級人民法院のFAQについても併せて紹介します(3.参照)。これらは中国特有の新型コロナウイルス対策下における法解釈を示すものとして、今後も参考価値があると思われれます。

2. 「新型コロナウイルスに関わる事案の法律適用問題に関する上海市高級人民法院による一連のFAQ その三」(2022年版)

上述のとおり、2022年4月以降、上海市高級人民法院は、新型コロナウイルス流行の初期である2020年に公表された「新型コロナウイルスに関わる事案の法律適用問題に関する上海市高級人民法院による一連のFAQ」(以下、「2020年版FAQ」という。)をベースとして、最新版の「新型コロナウイルスに関わる事案の法律適用問題に関する上海市高級人民法院による一連のFAQ」(以下、「2022年版FAQ」という。)の(一)から(五)を作成・公表しました。「2022年版FAQ」(一)から(五)は、訴訟手続、疫病管理規制、民事紛争、金融・保険等に関わる紛争、知的財産・海事・倒産再生に関わる紛争の五つの分野について、典型的な事案における法律適用の方針を示しています。

以下では、在中国の日系現地法人にとって関わりが深いと思われる、契約紛争案件の法律適用に関する「2022年版FAQ」(三)の中から五つの重要ポイントに絞って解説いたします。

(1) 不可抗力原則の適用について

① 基本原則について(問題2)

「2020年版FAQ」は、新型コロナウイルスにより、契約が履行不能となり、又は権利を適時に行使できない場合において

¹ 上海李旭律師事務所所属

は、新型コロナウイルスの発生が予見できず、回避できず、かつ、克服できない、いわゆる「不可抗力」と認定される可能性があるとしています。「2022年版FAQ」も「2020年版FAQ」の上記意見を維持し、「疫病及び疫病防止措置は一般的に不可抗力に属し、疫病及び疫病防止措置により契約の目的が達成できない場合において、当事者が契約の解除を主張でき、これにより契約が履行不能となった際には、当事者が免責又は一部免責を主張できる」旨を規定しています。

なお、新型コロナウイルス感染及びその防止措置は、個別の状況を踏まえた措置ごとに異なる特徴があることから、疫病及び疫病防止措置が直ちに不可抗力事由に当たるとは言い切れません。「2022年版FAQ」では、疫病及び疫病防止措置と不可抗力との間の因果関係の判断基準について、「感染症の発生時期、拡大期間、深刻さの度合い、地域的範囲など契約履行に及ぼす実際の影響に応じて、感染蔓延防止措置の区分管理における封控区、管控区、防範区²など区域段階的な封鎖実施の強制度合い及び業種の違い、異なる紛争による人員流動制限の影響の程度などの要因を考慮し、感染症発生状況又は感染蔓延防止措置の不可抗力及び契約を履行する間での因果関係を総合的に判断しなければならない」旨を規定しています。当該規程は、実際の状況に照らして不可抗力の成否を合理的に判断すべきとの原則とその考慮要素を示しており、不可抗力の成否に関する具体的な判断が裁判実務上のポイントとなることが想定されます。

② 売買契約の場合の適用について(問題4)

売買契約において、不可抗力を免責事由としてどのように適用すべきかについて、「2022年版FAQ」は基本的には「2020年版FAQ」に定めた「金銭債権/非金銭債権」の二分法に従って処理しています。具体的には「非金銭債権の履行に対しては、例えば売買契約の売主が感染症発生状況又は感染蔓延防止措置により仕事復帰が遅延したり、隔離措置が取られたり、政府より徴用されるなどの理由から納品義務を正常に履行できなくなった場合には、一般的に不可抗力を事由として免責又は部分的な免責を主張することができる」とし、非金銭債権の場合の免責事由の成立を原則として認めています。

一方、「金銭給付義務については、通常は感染症発生状況又は感染蔓延防止措置は金銭債権の履行に影響を及ぼさないため、一般的に不可抗力を事由として責任の免除又は軽減を主張することができない」と、金銭債権の場合の免責事由の成立を原則として認めない見解を示しています。

しかし、感染蔓延防止措置における隔離等による事実上の拘束、留め置き状況にある場合、本人確認等の支払の手續上の要件を満たさない場合、新型コロナウイルスに感染し重症となり支払うことができない場合、オンライン送金限度額の制限に起因して支払手續ができない場合等の特殊な状況においては、人民法院が具体的な状況に合わせて不可抗力を免責事由とする認定基準を正確に把握することができる旨を規定しており、金銭給付義務についても例外的に不可抗力による免責を認めたと読むこともできます。金銭債権であっても場合によって不可抗力を適用できるという点は、ロックダウン下における上海現地の実際の状況(例えば銀行が業務を完全に停止したために送金ができない等)にも合致すると評価することも可能です。

注意すべきなのは、文言上は「2022年版FAQ」は、免責事由の適用範囲を「売買契約」に限定しているように読めることから(「2020年版FAQ」の問題(5)は、売買契約に限定していません。)、売買契約以外の他の契約にも同様に適用できるのかについては、規定上は不明確ですが、当該条項を参照する形で適用することが合理的な場合もあると思われれます。

(2) 事情変更原則の適用について(問題2)

事情変更原則の適用について、「2020年版FAQ」は「不可抗力を構成しないにもかかわらず、疫病の影響により、契約の履行が一方の当事者にとって明らかに不公平な場合には、事情変更原則を参照して処理することができる」旨を規定しました。ただし、規定振りが抽象的に過ぎず、かつ、「不可抗力を構成しない」との要件についても、むしろ契約が履行可能であることを前提とするべきと考えられ、必ずしも適切とは言いきれません。

そこで、「2022年版FAQ」は、「契約は引き続き履行可能であるが、感染症発生状況又は感染蔓延防止措置により、締結した基本条件に、当事者が予測不能な、商業リスクに属さない重大な変化が発生し、継続的に契約を履行する当事者の一方にとって明らかに不公平である場合には、事情変更規則に該当する可能性がある」旨を規定しました。上記規定の内容は、「民法典」533条

² 「封控区」は、過去7日以内に新型コロナウイルス感染者が報告された場所を指し、7日間の封鎖管理+7日間の自主健康管理が実施されます。この封鎖管理期間は自宅からの外出が禁じられます。「管控区」は、過去7日以内に新型コロナウイルス感染者が報告されていない場所を指し、7日間の自主健康管理が実施されます。自宅から出ることは可能ですが、自宅のあるマンション等の集合住宅の敷地から外には出られず、人の集まりは厳格に禁止されます。「防範区」とは、過去14日以内に新型コロナウイルス感染者が報告されていない場所を指し、住民は外出を含む適切な活動は可能ですが、人の集まりは厳格に制限されます。

と同様であるため、「民法典」との整合性の観点からも、事情変更原則の適用基準がより明確にされたといえます。

(3) 感染症発生状況又は感染蔓延防止措置の影響により、期限どおりに契約を履行できない一方の義務について(問題 3)

この問題について、「2022 年版 FAQ」によれば、「信義則に従い、契約の性質、目的及び取引習慣によって通知、協力などの義務を履行しなければならない。感染症発生状況の影響で履行障害が発生した当事者は、直ちに先方当事者に通知して合理的な期限内に証拠を提供しなければならない。先方当事者も遅滞なく被害拡大を防ぐために必要な措置を講じなければならない」として、損害拡大を防止すべき義務を定めています。

文言上は、不可抗力事由がある場合においても、不可抗力事由がない通常の債務不履行の場合においても、契約上の義務者側が上記義務を履行する必要があると解されます。義務の履行を怠った場合の責任について明言されていないものの、被害拡大を防ぐために講じた必要な措置にかかる費用や、義務を履行しないことにより被った損害等は、義務者側の負担となると推察されます。

(4) 商業用家屋の家賃の減免について(問題 5、6)

商業用家屋の家賃の減免については、「2022 年版 FAQ」に実質的な修正が加えられました。「2022 年版 FAQ」は、国有家屋と非国有家屋という新しい区分を設けた上で、「国有家屋を賃借して経営に用いる中小企業、個人事業者などの賃借人が経営困難に陥り、賃借人に上海市の関連する政策に従って合理的な期限内に家賃の減免を主張する場合には、支持しなければならない」旨を規定することにより、国有家屋の家賃の減免を原則として認めました。その一方で、「非国有家屋を賃借して経営に用いる賃借人の営業収入がない又は営業収入が明らかに減収となった場合は、継続的に賃貸契約に従って家賃を支払うことは不公平である。賃借人が家賃の減免、賃貸期限の延長又は延期をして家賃を支払うことを主張する場合は、当事者を上海市の関連する賃金減免政策を参照して交渉協議に導くものとする。交渉協議が不成立となった場合は、『民法典』533 条に当たる案件の実際の状況に合わせて公平の原則に従って契約内容を変更することができる」旨を規定し、国有家屋の場合のように減免を強制的に認める方針を取らないことを示しています。もっとも、「感染症発生状況又は感染蔓延防止措置の影響により家屋が正常に使用できない場合は、賃借人がそれを事由として賃借人に一定期間内の家賃の減免を主張することは状況によって支持しなければならない」との例外事由も示されており、これは賃借人が公平原則や不当利得等に基づいて減免を主張するような場面を想定して、その場合に裁判所が契約条件を変更できることを示したものと解されます。

注意すべきなのは、国有家屋の転賃借は実務上数多く存在している点です。かかる場合において、実際に減免の申請の必要があるのは家屋を経営活動に用いる企業(転借人)ですが、国有家屋のオーナーとは直接の賃貸借関係に立たないことから当該減免申請が認められるのか(むしろ実際には転賃借人兼賃借人による減免の請求は認容されるものの、転借人にはその効果は及ばないのではないか。)という問題があります。

(5) 店舗、ホテル、船舶、航空機などの請負経営契約において、感染蔓延防止措置により休業し又は客数が明らかに減少した場合、請負人が契約の変更を求めるときの対応について(問題 9)

この問題について、「2022 年版 FAQ」は基本的に「2020 年版 FAQ」で確立した原則を援用し、「このような請負経営契約には明らかに営利目的がある。感染蔓延防止措置により休業し又は客数が明らかに減少し請負人に通常のビジネスリスクの範疇を超えた損失を負わせて生じた紛争は、交渉協議を通じて当事者間で解決するよう積極的に促進させなければならない」旨を規定し、当事者間の交渉を通じた解決を推奨する姿勢を取っています。

一方、継続的な履行が明らかに不公平な場合の対応について、「2022 年版 FAQ」は「2020 年版 FAQ」に定められた「請負人が継続的に契約を履行することが明らかに不公平などの理由により、関連する請負期間の費用の減額又は関連する契約の変更を請求できる」ことを前提に、「人民法院はかかる請求を支持しなければならない」との文言を加え、裁判所側の審判の方針をさらに明確にしました。これも、公平原則に基づく解釈の一環と思われる。

3. 「新型コロナウイルス肺炎感染症に係る労働争議の処理の若干の問題についての上海高級人民法院並びに人力資源及び社会保障局の回答」

新型コロナウイルス肺炎感染症に係る労働争議を適切に審理するために、上海市高級人民法院並びに上海市人力資源及び

社会保障局は共同して「新型コロナウイルス肺炎感染症に係る労働争議の処理の若干の問題についての上海高級人民法院並びに人力資源及び社会保障局の回答」(以下、「若干問題の回答」という。)を公表しました。会社と労働者双方の利益のバランスを、どのように取ろうとしているかという点で興味深い内容が見られます。

以下では、中国現地の日本企業が陥りやすい労働紛争事案を念頭に置いて、「若干問題の回答」に規定された重要ポイントを紹介します。

(1) 労働者が新型コロナウイルス感染患者、無症状感染者、濃厚接触者と判断されたことにより、隔離治療又は医学的観察を受けた期間内において、雇用者は当該労働者に対する給料報酬をどのように支払うべきか？(問題 4)

労働者は自己に帰責事由がないにも関わらず、新型コロナウイルス感染患者、無症状感染者、濃厚接触者と判断されたことにより、隔離治療又は医学的観察を受け、それにより通常どおりに労務を提供できない場合には、雇用者は労働者が通常どおりに労務を提供したときと同様の基準で、隔離治療又は医学的観察を受けた期間内の給料報酬を支払わなければなりません。

一方、上記期間終了後にも、労働者が治療を受けるために仕事を引き続き停止する必要がある場合には、雇用者は労働法規で別途規定される医療期間に関する各種規定に従って給料報酬を支払います。よって、どの基準で給料報酬を支払うかについては、「隔離治療又は医学的観察を受けた期間内にあるかどうか」により判断されるものと思われます。

(2) 労働者が感染症発生状況又は感染蔓延防止措置の影響を受けたことにより、正常に出勤して勤務できない場合には、雇用者は労働者に対してどのように給料報酬を支払うべきか？(問題 5)

この場合には、状況を分けて対応しなければなりません。まず、雇用者が労働者をしてリモート勤務等の方法で通常レベルの勤務をさせる場合には、それが通常勤務と見なされることから、雇用者は通常出勤の基準で労働者に給料報酬を支払わなければなりません。一方、労働者はリモート勤務等で通常レベルの勤務ができない場合には、雇用者が減給等を調整できると解釈する余地があると思われます。

なお、雇用者がリモート勤務等を調整せず、又は労働者がリモート勤務等の方法で労務を提供できない場合には、雇用者は労働者に有給休暇等を優先して消化させるよう調整することができます(この期間内の給料報酬は有給休暇等の基準で支払います。)

もし、上記のいずれの状況にも該当せず、感染症発生状況又は感染蔓延防止措置の影響を受けたことにより、正常に出勤して勤務できない期間が労働者の享受できるあらゆる休暇を上回った場合には、雇用者は関連規定に従って労働者と協議の上、一回の給与支払い周期内において契約に定めた基準で給料報酬を支払うことができますが、前記の給与支払い周期も超えた場合には、関連規定に従って生活費用を支払います。注意すべきなのは、「労働者と協議すること」を「労働者より了承を得ること」と解釈すべきかについては、実務上、労働者との協議さえ行えば足り、同意まで取得していない取扱いをしている実例が多く見られます。

(3) 雇用者が生産停止、一時的生産経営困難等の原因で、労働者への労働報酬を適時に十分に支払わず、又は労働者のために適時に社会保険料を納付しなかった場合に、労働者がこれを理由として労働契約の解除を求め、かつ、雇用者に対して経済補償金の支払いを要求したとき、どのように処理すべきか？(問題 7)

生産停止、一時的生産経営困難等に陥った雇用者、とりわけ中小企業の場合において、労働者への労働報酬を適時に十分に支払わず、又は労働者のために適時に社会保険料を納付しなかったとき、それが「労働契約法」に定めた「労働者による一方的契約解除の事由」に該当するとしても、労働者が労働関係の回復を拒絶した上で「労働契約法」38条に基づいて労働契約の解除及び経済補償金の支払いを要求したとしても、人民法院は「一般的には支持しない」との原則に立って慎重に案件を審理しなければならないとされています。労働者側の契約解除を制限する趣旨と思われます。

(4) 労働者が雇用者による在宅勤務、遠距離勤務のアレンジに同意せず、雇用者が労働条件を提供しなかったこと理由として労働契約の解除を求め、かつ、雇用者に対して経済補償金の支払いを要求したとき、どのように処理すべきか？(問題 8)

雇用者は適切にリモート勤務等を調整し、かつ、それが労働者の合法的利益を侵害しない場合には、労働者は積極的に協力しなければなりません。労働者がいわゆる「労働契約に定める条件を提供されないこと」を理由として労働契約の解除の申入れを

し、かつ、経済補償金の支払いを請求した場合、人民法院はその請求を認めません。リモート勤務等の調整を受け入れることにより、収入が急速に減少しうる(上記(2)を参照)労働者は、この種の請求をする可能性があるため留意する必要があると思われます。

(5) 雇用者は新型コロナウイルス感染患者、無症状感染者、濃厚接触者と判断されたことによって隔離治療又は医学的観察を受けた、及び新型コロナウイルス又は感染蔓延防止措置の影響によって正常に労働を提供できない派遣労働者を派遣会社に戻すことができるか？(問題 9)

人力資源部、全国総組合等の部門の意見によれば、企業は、新型コロナウイルス感染患者、無症状感染者、濃厚接触者と判断されたことによって隔離治療又は医学的観察を受けたり、新型コロナウイルス又は感染蔓延防止措置の影響によって正常に労働を提供できない派遣労働者については、派遣会社に戻すことができません。派遣社員を多く使用している企業は、この点について十分な注意を払う必要があると思われます。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 